

## 平成31年度からの後期高齢者医療制度の 保険料軽減制度が改正されます

### 1 平成31年度からの保険料の均等割額軽減措置の改正について

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合、下記のとおり均等割額は軽減されます。

本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減（8.5割、9割）されてきましたが、平成31年度から、段階的に見直しを行っています。

また、5割軽減と2割軽減の所得基準が拡大されます。

均等割額の軽減割合				対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)
本則	31年度	32年度	33年度	
7割	8.5割	7.75割	7割	[平成30年度における8.5割軽減の区分] 【33万円】以下の場合
	8割	7割		[平成30年度における9割軽減の区分] 【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)の場合
5割	5割			【33万円+28万円*×被保険者数】以下の場合 *変更前の額 27.5万円
2割	2割			【33万円+51万円*×被保険者数】以下の場合 *変更前の額 50万円

※平成30年度における9割軽減の区分に該当する方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります\*。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。)※詳しい内容については次ページ以降に記載

8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととします。

## 2 年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化による支援策について

### (1) 年金生活者支援給付金の支給について

年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている方に対し、年金に上乗せして給付金が支給されます。

#### ○高齢者への給付金 《老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)》

以下の支給要件をすべて満たしている必要があります。

【支給要件】① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方

【支給要件】② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方

【支給要件】③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である方

#### 【保険料納付済期間に基づく給付額】※

給付額(月額) = 5,000円 × 保険料納付済期間(月数) / 480月

(例)

保険料 納付済期間	480月(40年)	360月(30年)	240月(20年)	120月(10年)
給付金額(月額)	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円

(※) 保険料を納めた期間等により支給額は異なります。

(※) 保険料免除期間を有する方については、保険料免除期間に基づく給付額があります。

#### ○障害をお持ちの方や遺族の方への給付金 《障害・遺族年金生活者支援給付金》

このほか、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けていて、前年の所得額が一定の基準額以下の方には障害・遺族年金生活者支援給付金が支給されます。

障害等級2級の者及び遺族である方・・・5,000円 障害等級1級の方・・・6,250円

## (2) 介護保険料の軽減強化について

世帯の所得状況等に応じて下記のとおり軽減されます。

保険料基準額に対する標準割合		対象者の所得等の要件
第3段階	32年度～ 0.75 → 0.7 ただし、 <u>31年度は0.725</u>	・世帯全員が市町村民税非課税かつ ・本人年金収入等120万円超
第2段階	32年度～ 0.75 → 0.5 ただし、 <u>31年度は0.625</u>	・世帯全員が市町村民税非課税かつ ・本人年金収入等80万円超120万円以下
第1段階	32年度～ 0.5 → 0.3 ただし、 <u>31年度は0.375</u>	・世帯全員が市町村民税非課税かつ ・本人年金収入等80万円以下 ※生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者も含む。

(※) 第4段階以上の市町村民税課税世帯は対象外。

(※) 保険料基準額に対する具体的な割合や軽減幅は各市町村が条例で制定。

(※) 第1段階は平成27年度から保険料基準額に対する割合の一部軽減(0.5→0.45)を実施済。

## 3 被用者保険等の被扶養者であった方の均等割額の軽減措置の改正について

制度加入の前日に被用者保険等(健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等)の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が資格取得後2年間(75歳到達により加入された方は、77歳に到達する月の前月分まで、障がいの認定により加入された方は、加入して24か月に到達する月分まで)、5割軽減されます。世帯の所得の少ない方は、その所得に応じた均等割額の軽減(8.5割・8割)が優先されます。

なお、被用者保険等の被扶養者の軽減措置の適用終了後も、世帯の所得の少ない方は、その所得に応じた均等割額の軽減(5割・2割)が適用されます。

※平成30年度までは、特例的な軽減措置として資格取得後3年目以降も適用されていました。平成31年度以降が法令上の本則の取り扱いとなります。

<お問い合わせ先>

- 後期高齢者医療保険料について・・・お住まいの市町村の担当窓口  
または福島県後期高齢者医療広域連合
- 年金生活者支援給付金について・・・ねんきんダイヤル(0570-05-1165)  
対象となる方\*には、9月ごろに日本年金機構から申請書をお送りします。  
※年金受給者の方で、所得額が一定額以下などの支給要件があります。
- 介護保険の軽減強化について・・・お住まいの市町村の担当窓口